

女性活躍推進法に基づく
安芸高田市特定事業主行動計画

平成28年4月
安芸高田市

女性活躍推進法に基づく安芸高田市特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

安芸高田市市長
安芸高田市議会議長
安芸高田市教育委員会
安芸高田市選挙管理委員会
安芸高田市代表監査委員
安芸高田市農業委員会
安芸高田市消防本部消防長
安芸高田市水道事業管理者

安芸高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 15 条に基づき、安芸高田市市長、安芸高田市議会議長、安芸高田市教育委員会、安芸高田市選挙管理委員会、安芸高田市代表監査委員、安芸高田市農業委員会、安芸高田市消防本部消防長、安芸高田市水道事業管理者(以下「事業主」という。)が策定する特定事業主行動計画である。

1、計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

2、計画の推進体制

安芸高田市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況を把握し、幹部会議などにおいて点検・評価等について協議を行うこととする。

3、現状把握

(1)採用した職員に占める女性職員の割合

全体	女性職員	女性職員の割合
13人	9人	69.2%

※平成27年4月1日採用職員

(2)平均した継続勤務年数の男女の差異

女性職員	平均継続勤務年数	男性職員	平均継続勤務年数
116人	20.3年	282人	21.4年

※平均継続勤務年数は、平成27年3月31日時点での勤続年数を職員数で除した年数

(3)職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間(平成26年度実績)

	総超過勤務時間数	職員一人当たり時間数
4月	2,620時間	7.6時間/人
5月	2,378時間	6.9時間/人
6月	1,892時間	5.5時間/人
7月	2,287時間	6.6時間/人
8月	3,137時間	9.1時間/人
9月	1,997時間	5.8時間/人
10月	2,135時間	6.2時間/人
11月	2,357時間	6.8時間/人
12月	5,910時間	17.1時間/人
1月	2,640時間	7.6時間/人
2月	2,678時間	7.7時間/人
3月	3,173時間	9.2時間/人

※職員一人当たりの時間数は、時間外手当が支給されない職員を除く職員数で除した時間数

(4)管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

全体	女性職員	女性職員の割合
52人	2人	3.8%

※平成27年4月1日現在の職員数

※管理的地位にある職員は、課長級以上の職員

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	全体	女性職員	女性職員の割合
部長級	10人	0人	0%
次長級	1人	0人	0%
課長級	41人	2人	4.9%
主幹級	5人	1人	20%
課長補佐級	20人	1人	5%
係長級	71人	19人	26.8%

※平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数

(6) 男女別育児休暇取得率及び平均取得日数(平成 26 年度実績)

	女性職員	男性職員
対象職員	4人	9人
取得職員	4人	0人
取得率	100%	0%
平均取得日数	439日	0日

※平均取得日数は取得日数総数を取得職員で除した日数

(7) 男性の配偶者出産休暇の取得率及び平均取得日数(平成 26 年度実績)

対象職員	取得職員	取得率	平均取得日数
9人	3人	33.3%	1.67日

※平均取得日数は取得日数総数を取得職員で除した日数

4、女性職員の活躍推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。)第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

目標①

・平成31年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を10%以上とする。

目標②

・平成31年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得率を100%とする。

5、女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

取組内容①

・事務の効率化によるワークライフバランスを推進した職場環境の整備を行う。

取組内容②

・女性職員のみを対象とする市独自の研修の実施や外部研修への派遣を行う。

取組内容③

・男性職員に育児に関する休業制度（配偶者出産休暇、育児休業等）の周知を図る。